

議案第7号

久喜市特定教育・保育施設等重大事故検証委員会条例

(設置)

第1条 特定教育・保育施設等を利用する子どもが死亡し、又は重篤な傷病を負う事故(以下「重大事故」という。)が発生した場合において、原因の究明及び再発防止のための措置に関し必要な事項について調査審議するため、久喜市特定教育・保育施設等重大事故検証委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(定義)

第2条 この条例において「特定教育・保育施設等」とは、次に掲げる施設又は事業所をいう。

- (1) 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第27条第1項に規定する特定教育・保育施設
- (2) 法第29条第3項第1号に規定する特定地域型保育事業所
- (3) 法第59条に規定する地域子ども・子育て支援事業(同条第2号、第5号、第6号又は第10号から第12号までに掲げるものに限る。)を行う施設
- (4) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第59条第1項に規定する施設(同法第6条の3第9項から第12項まで又は第39条第1項に規定する業務を目的とするものに限る。)

(所掌事務)

第3条 委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議を行い、その結果を市長に答申するものとする。

- (1) 重大事故の経過に関すること。
- (2) 重大事故の原因の究明及び再発防止に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、第1条に規定する設置目的を達成するために必要と認められること。

(組織)

第4条 委員会は、委員5人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 医師
- (2) 弁護士
- (3) 学識経験を有する者
- (4) 特定教育・保育施設等の業務に従事する者

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、委嘱の日から第3条に規定する諮問に対する答申を行う日

までとする。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会に、委員長及び副委員長1人を置く。

- 2 委員長は、委員の互選によってこれを定め、副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。ただし、委員の委嘱後の最初の委員会の会議は、市長が招集する。

- 2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は関係者に資料の提出を求めることができる。

(委員の責務)

第8条 委員は、公正かつ公平に調査審議を行わなければならない。

- 2 委員は、調査審議事項に関して利害関係を有する場合は、その議事に加わることができない。
- 3 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、特定教育・保育施設等を所管する所属所において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(久喜市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 久喜市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成22年久喜市条例第44号)の一部を次のように改正する。

別表児童館運営委員会の項の次に次のように加える。

特定教育・保育施設等重大事故検証委員会	委員	日額 15,000円
---------------------	----	------------

令和5年6月12日提出

久喜市長 梅 田 修 一

提案理由

保育施設等における重大事故について、原因の究明及び再発防止のための措置に関し必要な事項を調査審議するため、委員会を設置する必要があることから、この案を提出するものであります。